

令和 3 年度第 3 四半期の原子力規制検査等の結果 (核物質防護関係)

令和 4 年 2 月 1 6 日
原子力規制庁

令和 3 年度第 3 四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等¹ (核物質防護関係) の結果を報告する。

1. 原子力規制検査 (核物質防護関係) の実施結果

(1) 検査の実施状況

核物質防護関係のチーム検査を当初予定 3 8 件のところ、4 0 件実施した。詳細は、別紙 1 のとおり。

(2) 第 3 四半期の検査指摘事項

検査指摘事項については、下表のとおり 1 件確認された。詳細は、別紙 2 のとおり。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 深刻度
実用発電用原子炉			
1	東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案 (立入承認)	取り違えた他人の ID カードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。※	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

※ 是正措置済み。

安全実績指標 (P I) については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する²。

2. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査³の実施結果

令和 3 年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、核物質防護検査を実施したところ、実施計画違反はなかった。

(添付資料)

別紙 1 年間検査計画に対する原子力規制検査 (チーム検査) (核物質防護関係) の実施状況

別紙 2 原子力規制検査 (核物質防護関係) の検査指摘事項 (要旨)

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 第 6 1 条の 2 の 2 第 1 項に規定する検査をいう。

² <https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

³ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 4 条の 3 第 7 項に規定する検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 (平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 2 号) 第 1 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査 (施設定期検査)、同第 3 号に規定する検査 (保安検査) 及び同第 4 号に規定する検査 (核物質防護検査) を対象とする。

別紙 1

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

○ チーム検査の第3四半期の実績及び第4四半期以降の予定

令和3年度			
第1四半期実績	第2四半期実績	第3四半期実績	第4四半期
泊 女川 原燃再処理① 原燃再処理② 原燃濃縮・埋設 福島第二 東海第二① 東海第二② JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜① 美浜② ふげん 浜岡 島根① 島根② 伊方① 伊方② 玄海 川内 核管センター東海 核管センター六ヶ所 東芝 東京大学	東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 RFS 女川 福島第二 JAEA再処理① JAEA再処理② 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽① 柏崎刈羽② 敦賀 高浜 もんじゅ① もんじゅ② ふげん 原燃工熊取① 原燃工熊取② 人形峠① 人形峠② 島根 伊方 玄海① 玄海② 川内 NDC 京都大学 近畿大学 三菱電機	泊① 泊② 泊③ 東通① 東通② 東通③ 大間 原燃再処理 原燃濃縮・埋設① 原燃濃縮・埋設② 女川① 女川② 福島第二① 福島第二② 東海第二① 東海第二② 東海第二③ 三菱原子燃料 GNF-J 柏崎刈羽 志賀① 志賀② 敦賀① 敦賀② 敦賀③ 美浜 大飯① 大飯② 大飯③ 高浜① 高浜② 高浜③ 浜岡 島根① 島根② 伊方 川内 東京大学 原科研 NFD	東通 JAEA再処理 柏崎刈羽 美浜 大飯 もんじゅ ふげん 浜岡 原燃工熊取 核サ研 大洗北 大洗南

別紙 2

原子力規制検査（核物質防護）の検査指摘事項（要旨）

1. 東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）

（1）事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和3年10月12日

イ 検査日 令和3年10月12日～15日

ウ 原子力規制委員長・各委員への報告日 令和3年10月12日、19日、20日

エ 内容

○ 令和3年10月12日、令和3年度第4回核物質防護に係る原子力規制検査を実施していたところ、女川原子力発電所から、協力会社社員（以下「社員A」という。）が、取り違えて持ち出した他人の立入許可証（以下「IDカード」という。）を気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域に入域した事案が発生した旨報告を受けた。

○ これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査において、

- ・ 協力会社がIDカードを適切に管理していなかったこと
- ・ 見張人による人定確認が不十分であったこと
- ・ 見張人による不審点の確認が不十分であったこと
- ・ その後、社員Aが他人のIDカードを使用していたことが判明し、社員A自身のIDカードを使用して正規に入域したこと

等を確認し、指摘した。

オ 指摘事項該当条文

実用炉規則第91条第2項第5号イ（防護区域等への人の立入り）

カ 再発防止策

女川原子力発電所では、指摘を受け、

- ・ 協力会社にIDカードの保管管理を徹底させる
- ・ 周辺防護区域境界ゲートに生体認証装置を導入する
- ・ 見張人の対応ルールを定める

等の措置を講じた。

（2）重要度の評価結果

緑

（3）深刻度の評価結果

S L IV